

令和8年度保健健委第46号 静岡市デジタルデバイスを活用した
保健指導サービス導入業務 仕様書

1 業務名

令和8年度 保健健委第46号 静岡市デジタルデバイスを活用した保健指導サービス
導入業務（以下「本業務」という。）

2 本業務の目的

糖尿病発症リスクがあり、生活習慣を改善してみようと思うが行動変容に一步を踏み
出せない人に対し、デジタルデバイスを活用し、利用者の手間を最小限に抑えながら、
継続的なモニタリングとフィードバックを通じ、データに基づく保健指導を効果的に実
施する。本事業によりデジタルデバイスを活用した保健指導モデルを構築し、その効果
を分析・検証することによって、低価格で利用しやすいデバイスを用いた生活習慣改善
や健康管理といった、生活習慣病の発症予防に資する保健事業への展開を図ることを目
的とする。

3 目標

利用者の体重減少（見込達成水準：平均2kg以上）

4 期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 履行場所

静岡市内

6 業務対象者

本市の国民健康保険被保険者のうち、以下の全てに該当する者のうち希望者70人

- ①BMI 24以上の40才～61才※年齢はサービス提供年度末年齢
- ②特定健診受診者（R7年度健診受診者またはR8年度健診受診予定者）
- ③高血圧症、脂質異常症、糖尿病の3疾患の服薬治療をしていない者
- ④デバイスを使用するための通信設備（Wi-Fi等）が自宅に整っている者
- ⑤サービス実施期間中、体重を測定することが可能な者
- ⑥サービス申込時点及びサービス実施期間中、静岡市国民健康保険に加入している者

7 業務内容

(1) 業務スケジュール (目安)

6月	募集チラシ原稿作成
【市】7月～8月	対象者の抽出、募集チラシ印刷・発送、利用者募集・決定)
9月初旬～中旬	事業者から利用者への連絡、デジタルデバイス発送、設定 初回面談日程調整
9月下旬～12月下旬	サービス提供
1月	結果まとめ
2月10日	結果まとめとデータ提供

(2) 利用者の募集

市が実施する対象者の募集への協力 (募集チラシ原稿作成)

(3) サービス開始のためのサポート

①利用者の健康関連情報のモニタリングに必要なデジタルデバイス (ウェアラブルデバイス、スマートフォンアプリ、IoT 機器等) の提供 (貸与を含む。)

※R7 提供サービス機器 (スマートバスマット) を除く。

②デバイスの設定、連携するアプリのインストール等のサポート及び利用者からの不具合の問い合わせに対して、3営業日を目安に対応する。

(4) サービス提供

①デジタルデバイスを活用した、利用者の健康関連情報のモニタリング

②デバイス及びアプリの操作方法の説明やサポート、不具合に対する対応

③サービス提供期間は、利用開始日を定め、3か月程度とする。

④利用者が継続して利用するための、ゲーム要素の導入やナッジ理論の活用等による継続的な支援

⑤利用者ごとのデータを基にした個別最適化された保健指導

⑥サービス提供開始時及び終了時に、オンラインを含めた面接による保健指導を実施し、体重を把握する

⑦モニタリングした情報の利用者へのフィードバック (見える化)

⑧利用期間終了後も生活改善、減少した体重を維持できるような利用者への働きかけ

⑨個人情報の保護に関する法律等の法令及び3省2ガイドライン準拠等※の内容をもとにした、収集した情報の安全な管理

※3省2ガイドライン準拠等

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(厚生労働省)「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」(経済産業省・総務省)

(5) サービス提供終了後の結果まとめとデータ提供

①事業期間終了後、実施結果をまとめ、事業の成果を測定し、改善点や今後の施策提

案を含めた総括レポート（ppt 形式等）を市へ提出

②利用者データ（xlsx 形式等）を適切に集約し、市へ提供

※【別記】項目は必須とする

※提供方法は、事前に市と協議すること

③上記①及び②について、令和9年2月10日までに市へ提出すること。

(6) その他

①上記業務を効果的かつ円滑に実施するために必要となる業務

②サービス提供終了時にデバイスの継続利用を希望する者がいた場合の対応

8 留意事項

(1) 受託者は業務の一部を再委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、委託者の了解を得なければならない。

(2) 委託者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容の変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様変更に応じること。

(3) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報及び秘密について、第三者に漏洩してはならず、自己の利益に決して利用しないこと。

(4) 業務実施に際して重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。このため、受託者は責任の所在を明らかにするため、データの入手先や校正の記録、担当者等を記録しておくこと。

9 その他の事項

(1) 委託料

①見積金額は、利用者1人当たりの単価に実施予定人数（70人）を乗じた額の総額（消費税及び地方消費税相当額を除く）とする。

※委託料には、サービス提供期間のデジタルデバイスの使用料、送料、保健指導費用、結果まとめ等、業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※利用者に対する賞金、景品等のインセンティブ経費は含めない。

②実施予定人数は、契約期間に実施する人数を推定したものであり、実施人数を保証するものではない。

③請求金額は、確定した実施人数に契約単価を乗じて得た額とする。

※ただし、利用者の事情によりサービスの提供を中断した場合は、委託料の一部を減額して支払う。

④契約期間内は、契約単価の見直しを行わない。

(2) 個人情報の保護及びプライバシーの保護

本業務を実施するに当たり、個人情報を適切に管理し、個人情報の保護及びプライバシーの保護に努めること。

(3) 人員体制、組織体制等

この仕様書に基づく事業の実施に当たり、適正な履行が実施できるよう事業責任者、スタッフなどの人員体制、組織体制等を整えること。

(4) 業務の履行

①受託者は、委託者と適宜、連絡調整を行いながら円滑に業務を実施すること。

②受託者は、疑義や事故等が発生した場合は、速やかに委託者に報告・協議して適切な対応をとること。

(5) 業務の報告

受託者は、業務完了後、速やかに業務完了報告書を委託者に提出すること。

(6) その他

本仕様書に定めのない事項は、市と受託者の協議により定めるものとする。

【別記】

氏名（機器番号） ※利用者と突合が可能なデータ	
住所	
生年月日	
性別	
年齢	
初回データ	計測日
	体重
デバイス利用中のデータ	計測日
	体重
	（他デバイスの種類による）
サービス終了時	最終計測日
	体重
体重比較	初回と最終の体重の差（kg）
体重比較（個別）	初回から最終で体重5%の減量達成状況
体重比較（集団）	初回から最終で体重5%の減量達成人数
	初回から最終で体重5%の減量達成割合
	体重が2kg以上減少した者の人数
	体重が2kg以上減少した者の割合
利用頻度	デバイス利用日数
利用頻度（集団）	デバイス利用平均日数
保健指導	実施日
	体重
	指導者の判別
	指導者職種
	総回数
	支援種別ごとの回数
継続率	3か月経過後の利用継続割合